

○東京府知事芳川圓正
明治十六年二月十三日
○元考院 二月廿六日午前九時三十分開講火災條例布告
案第二號會議
○文部省報告第一號
明治十六年二月二日發行
今般東京大學備門規則中へ左之通追加シ中學校卒業生
ノ大學ニ入ルノ便路ヲ開ケリ

一地方中學校ニ於テ初等中學校卒業シタル者ニテ限備
門本費ニ入ラントスレハ先ツ英語學(譯解)ハ此限コアラ
ス(テ)除クノ外其學力ヲ邦語ニ由リテ考試シテ而シテ之
合格セシモノハ限備門本費ニ於テ尙一年間英語學ヲ專修
セシメ試業ノ上本費第二級ニ編入セシムルコトアルヘシ
一高等中學校卒業シタルモノニテ本學法理文學部ニ入
ラントスレハ先ツ英語學(譯解)ハ此限コアラ(テ)除ク
外其學力ヲ邦語ニ由リテ考試シテ而シテ之ニ合格セシモノ
ハ限備門本費ニ於テ尙一年間英語學ヲ專修セシメ更ニ諸
科目試業ノ上本學法理文學部第一級ニ編入セシムル
コトアルヘシ

一右試業ハ限備門本費ニ於テ施行スルハ勿論ノ事ナレト
モ初等中學校卒業ノモノニ限リ便宜ヲ計リ入學試業問題
ニ地方官ニ托シ地方官ヲシテ毎年七月上旬ニ於テ試業ヲ
施行セシムルコトアルヘシ尤其答紙ハ地方官ヨリ直ニ之ヲ
限備門ニ送致スルコトヲ限備門ニ於テハ右答紙ヲ査定
合格ノ者ヲ地方官ニ報知スルモノトス

○明治十六年全國傳染病患者週報(自二月四日至全月十
日)第六回

病名	新發患者死亡
虎列刺	一
胸室扶私	一四八
赤痢	二
寶布埜里亞	三二
發疹室扶私	六
痘	五
合計	一九四

虎列刺患者一人ハ岡山縣ニシテ一月十四日ヨリ同廿日ニ
至ル一週間又死亡四人ハ前々肩濟ノ數ニ係ル
胸室扶私患者最モ多クハ愛媛縣ニシテ一月十四日ヨリ同
廿七日ニ至ル二週間卅四人ナリ
痘患者五人ハ鳥取愛媛福岡ノ三縣ニシテ鳥取縣ハ一月
七日ヨリ全廿三日ニ至ル一週間一人愛媛縣ハ一月十四
日ヨリ全廿七日ニ至ル二週間二人福岡縣ハ一月廿一日
ヨリ同廿七日ニ至ル一週間二人ナリ
明治十六年二月十三日 內務省衛生局

叙任賞勳
○明治十五年十二月廿九日分 正五位 宇田 淵
叙勳五等賜雙光旭日章 正五位 西村 貞陽
○二月廿三日分 正五位勳四等 西村 貞陽
任元老院議員

時事新報
米國發談(昨日ノ續)
以上ノ事態ヨリ米國ノ景況ヲ察スレハ規模ノ廣大無
邊ナルハ勿論事々物々實價ヲ脱却シテ新利實益ヲ是レ求
メ事ヲ生計ノ程度ヲ上進セシメトスルモノ、如シ而シ

此氣風ハ同國一般ニ傳播浸潤シタルヲ以テ智愚貴賤ノ
別ナク無庸漸進敢テ他國ノ情態ヲ顧ミズ他人ノ行爲ニ關
セズ實ニ傍若無人ニ職業ニ勉強シ實利ヲ求ムルヲ以テ傍
入ノ視ヲ以テ大業險策ト傲スモノモ米國人ハ平々凡々ノ
事ト思惟スルモノ、如シ此ノ如クシテ百事業幸ニ好結果
ヲ得ハ數年ノ後ハ歐洲人モ亦必ズ其後コト觀若タルニ至ル
可キノモ但新業ヲ企テ奮激急進スルノ際ニハ自ラ蹉跌ナ
キヲ免レズシテ米國ノ悉ク其目的ヲ達スルニ至ラズ然レハ
若シ此十數年間急進經驗ヲ積ミ急其礎ヲ固ムルニ至ラバ爾
後必ズ其目的ヲ全シテ百事業總テ好結果ヲ奏ス可キヤ明ナ
リ左レバ今ノ十年間ヲ以テ經驗ノ時代トシテ次ノ十年間ヲ
以テ奏功ノ時代トナスハ其如何ナル進歩ヲナシ如何ナル
變化ヲナスベキカ必ズ大ニ驚クベク大ニ畏ルベキモ
ノヲ呈シテ西半球ノ新世界ヲ更ニ一新スルハ蓋シ今ヨリ
二十年以内ニ在ル可シト信ス

米國人ガ思想ノ不羈磊落ナル歐洲古國人等ノ及ブ所ニ
ラズ宗教ノ自由行為ノ自由言論ノ自由等ノ如キハ古來常
ニ世界ノ第一位ヲ占ムルモノト云フベシ耶教ニ熱心シ
テ一夫一婦ノ教ヲ万古不拔ノ天理ナリト認定シ苛クモ之
ニ反スルモノハ天人共ニ容レザル所ノ大罪惡人ナリト信
スル者ノアル傍ニ「モルモン」宗ト唱ヘ一夫數婦室ヲ同ク
スルヲ以テ異成ノ天理ナリト信シ公然此說ヲ實施シテ他
ト相讓ラザル者アリ而シテ又此兩者ノ間ニ介在シテ「フ
リイ、ラヴ」ト號シ夫婦ノ契リハ愛情ト共ニ存滅スベキモ
ノナリトテ僧老同穴ヲ以テ天理ニ違背スルノ妄想ナリト
シ飽クマテ其說ヲ實施セント試ル者アリ實ニ眼中一點ノ
先入ノ疑念ナキモノト云ハザルヲ得ズ此思想ノ不羈磊落
ナルト共ニ其動作ノ活潑勇敢ナル邊シ歐洲古國人ヲ凌駕
スルコト實ニ幾等ナルヲ知ルベカラズ米國人ガ農工商業ヲ
營ムニ勤敏活潑ニシテ隨テ又財ヲ得ルニ敏ナル實ニ人ノ
想像ニモ及バザルモノアリ其往復スル郵書並ニ電信ノ多
數ナルト發行新聞紙數ノ夥多ナルトヲ以テモ其一班ヲ窺
知ルベシ然ルニ米國人ニ限リ何故ニ斯ノ如ク不羈活潑ナ
ルヤト問フニ元來米國ハ今ヲ距ル四百年前「コロンビユ
ス」ガ始メテ此土ヲ發見セシ以來漸次歐洲人ノ移住スル
所トナリ今日ト雖毎十年十方ヲ以テ計フルノ移住人アル
ガタメニ忽テ現今ノ人口五千万ノ大衆ヲ見ルニ至リタル
ナリ而シテ家山ヲ辭シテ他郷ニ移住スル程ノ者ハ男女ナ
クハズ多クハ調教ナル智力ト活潑ナル氣力トヲ備ヘタル
有爲ノ人物タルヲ以テ此人物ノ集合ヨリ知ラズ識ラズ全
國ノ風ヲ成シ不羈活潑ナル一種無類ノ社會ヲ見出スルニ
至リタルヲ疑ナシ實ニ米國人ハ心身共ニ無双ノ勇士ナリ
ト稱スベシ

只生計ノ程度ヲ以テ互ニ同等ノ人々ト交際スルコトス故
ニ人皆獨リ尊カラザルモノ、ナラズ天爵モ亦甚ダ貴カラズ
シテ金力獨リ尊シトス故ニ生計ノ度ニ於テ多分ノ差異アリ
ラザルモノハ人間同等ノ交際ナシテ得ベシト雖其程度
愈遠隔シテ三百倍乃至五百倍ノ差ヲ來スニ至ラハ遂ニ互
ニ交際スルコト能ハズシテ禽獸觀セラル、ニ至ルモ知ル可
カラザルナリ元來聖人ノ道ニ於テハ一簞ノ食一瓢ノ飲ナ
ルモ其德獨リ尊クシテ自ラ其道ヲ樂ミ人亦之ヲ輕侮セズ
敵レタル程利ヲ受テ孤窮ヲ救フモノト立テ耻ザルハ其
義獨リ高クシテ内ニ自ラ恃ム所ノモノアリ又今日歐米諸
州ニ於テモ學者ノ議論ニテハ道德ヲ重シク權利ヲ尙ヒ夫
ノ理忍辱薄シク履行シテ以テ人類相凌クノコトヲ痛ク非難ス
ル所ナリト雖目下ノ實際ニ於テハ此聖人ノ道モ又學者
ノ議論モ其勢力甚ダ微弱ニシテ往々空論タルヲ免レズ故
ニ向來生計ノ度愈懸隔スルニ及テハ學者社會ニ於テ曾テ
禽獸觀セラザル人ガ却テ他ヲ禽獸觀スルモ亦知ル可ラ
ズ世態一變時ノ德教復テ施スニ所ナキモノト云フ可シ
然リト雖其德教果シテ人間社會ヲ維持スルノ具ニシテ
其教ノ主義ハ社會ノ改進ト共ニ改進スルコト古今ノ至ル
マデノ事實ナラバ此世變ノ日ニ當テモ亦一歩ノ改進ヲ致
シテ第二ノ「ダーウキヤン」第三ノ「ミルニ」ニ至ルニ出現
シ新主義以テ新社會ヲ維持スルモノヲ得ベシ深ク憂ルコ
ト足ラズ仁義ヲ語ラ利ヲ言ハズトハ仁義ヲ語レバ利モ亦自
カラシニ歸スルノ時代ニ於テ世教ノ主義タル可シト雖
事勢ノ變遷ニ從テ利益ハ仁者ニ歸セズシテ智者ニ歸シ仁
者モ貧ナルハ其仁ヲ施スニ由ナリ却テ不仁ノ事ヲ行ハ
ザルヲ得ズ仁ト不仁トニ論ナク貧者ハ一身ヲ護ルニ足ラ
ズ況テ國ヲ護ルニ於テチヤ共ニ國體ヲ維持スルニ足ラ
ザルナリ、此等ノ義スルハ家ノ禍ニシテ女子ノ無才是レ
德ナリシ時代モ次第ニ改進スレバ婦人モ亦是レ社會ノ一
人ニシテ却テ其類リニ異センコト祈リ天下國家ヲ男子ノ
一手ニ引受ケズシテ之ヲ婦人ニ分任スルノ道德世界トハ
爲リタリ是等ヲ計レバ枚舉ニ違アラズ何レモ社會ノ改進
ト共ニ道德ノ主義ヲ改進シタルモノ、コトヲ既往ノ事實
ノ如クナレバ自今以後ノ改進モ亦推シテ知ル可シ社會ノ
改進ハ火ノ燃ルガ如ク其盛ナルニ當テハ自カラ燃害ナキ
ヲ得ズ德教ハ單ニ其弊ヲ救フノ要用ニ起ルモノナレハ火
ノ緩急ト其性質トノ異ナルニ從テ消防ノ法モ亦異ナラザ
ルヲ得ズ道德ノ舊主義ニ依賴シテ今ノ改進ノ弊ヲ防カシ
トスルハ數千百年前ニ適用シタル消防具ヲ以テ今ノ大火
ヲ消留メントスルモノニ異ナラズ三歳ノ童子モ其非ナル
ヲ知ラン蓋シ米國ノ如キハ今方ニ改進ノ大火最中ナレバ
其消防具タル道德ノ舊主義ヲ取用スルモ亦近キニ在ル可
シ亞米利加ハ唯一次ヲ隔テ、我日本ノ隣國ナリ隣國今日

○明治十五年十二月廿九日分 正五位 宇田 淵
叙勳五等賜雙光旭日章 正五位 西村 貞陽
○二月廿三日分 正五位勳四等 西村 貞陽
任元老院議員

時事新報
米國發談(昨日ノ續)
以上ノ事態ヨリ米國ノ景況ヲ察スレハ規模ノ廣大無
邊ナルハ勿論事々物々實價ヲ脱却シテ新利實益ヲ是レ求
メ事ヲ生計ノ程度ヲ上進セシメトスルモノ、如シ而シ

此氣風ハ同國一般ニ傳播浸潤シタルヲ以テ智愚貴賤ノ
別ナク無庸漸進敢テ他國ノ情態ヲ顧ミズ他人ノ行爲ニ關
セズ實ニ傍若無人ニ職業ニ勉強シ實利ヲ求ムルヲ以テ傍
入ノ視ヲ以テ大業險策ト傲スモノモ米國人ハ平々凡々ノ
事ト思惟スルモノ、如シ此ノ如クシテ百事業幸ニ好結果
ヲ得ハ數年ノ後ハ歐洲人モ亦必ズ其後コト觀若タルニ至ル
可キノモ但新業ヲ企テ奮激急進スルノ際ニハ自ラ蹉跌ナ
キヲ免レズシテ米國ノ悉ク其目的ヲ達スルニ至ラズ然レハ
若シ此十數年間急進經驗ヲ積ミ急其礎ヲ固ムルニ至ラバ爾
後必ズ其目的ヲ全シテ百事業總テ好結果ヲ奏ス可キヤ明ナ
リ左レバ今ノ十年間ヲ以テ經驗ノ時代トシテ次ノ十年間ヲ
以テ奏功ノ時代トナスハ其如何ナル進歩ヲナシ如何ナル
變化ヲナスベキカ必ズ大ニ驚クベク大ニ畏ルベキモ
ノヲ呈シテ西半球ノ新世界ヲ更ニ一新スルハ蓋シ今ヨリ
二十年以内ニ在ル可シト信ス

米國人ガ思想ノ不羈磊落ナル歐洲古國人等ノ及ブ所ニ
ラズ宗教ノ自由行為ノ自由言論ノ自由等ノ如キハ古來常
ニ世界ノ第一位ヲ占ムルモノト云フベシ耶教ニ熱心シ
テ一夫一婦ノ教ヲ万古不拔ノ天理ナリト認定シ苛クモ之
ニ反スルモノハ天人共ニ容レザル所ノ大罪惡人ナリト信
スル者ノアル傍ニ「モルモン」宗ト唱ヘ一夫數婦室ヲ同ク
スルヲ以テ異成ノ天理ナリト信シ公然此說ヲ實施シテ他
ト相讓ラザル者アリ而シテ又此兩者ノ間ニ介在シテ「フ
リイ、ラヴ」ト號シ夫婦ノ契リハ愛情ト共ニ存滅スベキモ
ノナリトテ僧老同穴ヲ以テ天理ニ違背スルノ妄想ナリト
シ飽クマテ其說ヲ實施セント試ル者アリ實ニ眼中一點ノ
先入ノ疑念ナキモノト云ハザルヲ得ズ此思想ノ不羈磊落
ナルト共ニ其動作ノ活潑勇敢ナル邊シ歐洲古國人ヲ凌駕
スルコト實ニ幾等ナルヲ知ルベカラズ米國人ガ農工商業ヲ
營ムニ勤敏活潑ニシテ隨テ又財ヲ得ルニ敏ナル實ニ人ノ
想像ニモ及バザルモノアリ其往復スル郵書並ニ電信ノ多
數ナルト發行新聞紙數ノ夥多ナルトヲ以テモ其一班ヲ窺
知ルベシ然ルニ米國人ニ限リ何故ニ斯ノ如ク不羈活潑ナ
ルヤト問フニ元來米國ハ今ヲ距ル四百年前「コロンビユ
ス」ガ始メテ此土ヲ發見セシ以來漸次歐洲人ノ移住スル
所トナリ今日ト雖毎十年十方ヲ以テ計フルノ移住人アル
ガタメニ忽テ現今ノ人口五千万ノ大衆ヲ見ルニ至リタル
ナリ而シテ家山ヲ辭シテ他郷ニ移住スル程ノ者ハ男女ナ
クハズ多クハ調教ナル智力ト活潑ナル氣力トヲ備ヘタル
有爲ノ人物タルヲ以テ此人物ノ集合ヨリ知ラズ識ラズ全
國ノ風ヲ成シ不羈活潑ナル一種無類ノ社會ヲ見出スルニ
至リタルヲ疑ナシ實ニ米國人ハ心身共ニ無双ノ勇士ナリ
ト稱スベシ

ノ形勢ノ如ク我同胞ノ日本國人ニ在テ之ニ對スル
ノ道如何ナリ可ナラン尙舊時愛國ノ趣味ヲ忘ル、能
ハズナリ區々ノ小節ヲ守リ清貧以テ渠レニ交リ則必
孔子ノ教以テ渠レヲ制シ渠レヲ救ヘント欲スル歟其
得失ハ我輩コレヲ讀者ノ判斷ニ附スルノ一(畢)

雜 報

○新築御茶屋 赤坂皇居御苑内池邊の西洋造り御
茶屋の客年中取壊のされて目下全所述へ日本風二階
造りの御茶屋を新築中あるが右の月中旬竣
功の寄まで落成の上は、聖上阿皇后宮も全所へ出
御遊ばされ皇族大臣參議を召して御茶屋開きの御宴
を張らせ給ふや承る

○山縣參議 同參議ハ去る十一日名古賀より馬
渡の勝地を経て隨行員七名と大分縣へ出迎ひの佐々
木大書記官始め都合十五名にて同日午後五時豊前中
津町にある豪商小畑和四郎方へ一泊され夜半過り同
所を出立して大分へ赴かれ一泊され十五日は同國四日
市泊して翌十六日小倉泊りの筈され岸良福岡縣令
ふは屋官を率ひて同所へ出迎ひれたる旨其地方より
の通信ありし

○高知縣長次官轉任 高知縣令伊集院兼善君より近
を他官へ轉任せらるる風説あり又頃日參事院職官補
村上義雄君が同縣大書記官に任せられたるに付同縣
少書記官太田卓君が不日參事院員外職官補に任せ
らるべしと云ふ

○御内謁見 皇居宮内の一昨日井上參議の令息勝之
助君が内室へ御内謁見を仰付られ外國語學のよと杯
種々の御物語をせられて後御物數品を賜り御前を
退出されし由

○司法卿の内訓 樺山警視總監より監視を附せらる
へた者送致の途中逃亡の際治罪手續の備ふ付刑罰法附
則第二十六條に依り監視を附せらるべき者へ旅券を
附與し送致の途中本人逃亡せし場合を於ては現行監
視執行を爲すべき地の警察署に於て治罪の手續致さ
るべき旨も他府縣に於ては其取扱ひ區々として實際
支支を生じ候備一定の取扱ひ相成候様至急御訓示相
成候旨司法卿へ上申及びられし由去る七日同卿より

各府縣に東京府を以ては外各府縣へ監視を執行
すべし地の官署に於て逮捕の處分及びすべき候と必
得し但し被告人の申立たる地に住居なき者は送致
をなしたる地の官署に於て右處分を爲すべき者とす
る旨御訓示ありたり

○工部省改革 一昨日工部省では警備局を廢し警
備隊を置かれ又警備局職員等も警備隊の職員に歸
して對任官職等二十餘名を免せられしと且聞く處
は、石碓山分府も近々廢せられるとのとなり

○文部省日誌 文部省に於て月々同省の日誌を編纂
されし處る都合に依り本月より廢せられたり

○衛生諮問會彙報 先頃開かれし衛生諮問會の彙
去る廿一日を以て閉會せられ翌廿二日は委員一同文
部省へ招集せられ醫學校の事付會議を開きしと
いふ又今回の諮問會にて決議せられし事件の内郡區
醫を廢るの議は尤重要な事ありしと元來各府
縣に適宜設けられし郡區醫は米國法に則たりた。貧民
施療の事のみ從事せしめられしが今度ハ夫等をも
一變し行政部分に屬し公衆衛生上付専ら衛生委員
の指導者となる郡區長の顧問とせらるるよしありて身
分取扱ひ判任官十七等以上十一等以下とし月々手當
金十五圓以上四十圓以内を支給する事を決せられし
といふ又各府縣の衛生事務は自今獨立して警察の
如く該郡長をも委任官として定額金を若干増加され
たしと委員一同の建議に依り之れをも採用せられし
に聞けり

○職制の改正 府縣官職制中郡長條第一項を改正
せられ郡長は八等相當一人但し特別の評議を以て奏
任となすを得其給俸の一等より八等迄を八十圓よ
り三十圓迄ありと

○驛遞出張局 驛遞局に於ては來る三月今更正文の
驛遞區編制法に從ひ驛遞出張局并分府等を漸次設
立する、右付右地所見分の爲同局の官吏を近々各
地方へ派出せらるる、既に聞く

○上告書差出方 各府縣下に置られし各裁判所詰立
合辦事に於て不當裁判を上告する、時は是迄上告書
を大審院へのみ差出し來りしが以來、今一通を本省
第十局へも差出すべく旨同局より夫々へ達せらる

○慰勞金伺 先般福島縣下暴徒捕縛及び探偵等お派
出せられ此程歸京されし警部巡查等へ慰勞金として
金五圓より金十五圓迄の内と下賜せられ度旨該事務
擔當の警視某君より警視總監へ伺出せられしよし

○印刷局の利潤 今局に於て印刷以來工場建築地所
機械代試驗費を消費せし金六十五万四千四百二圓二十
七錢の内三十三万七千七百七十五圓五十四錢八厘は建
築費一万三千二百二十九圓四十七錢一厘の本局地券
面地價金六千七百三十四圓十八錢三厘地價(但購入
之分)金二十五万三千九百五十四圓六十錢四厘機械
并運送備付費金四万三千八百四十六錢六厘印刷費お
て之を賣本金とし右支出より収入の七万二千七百一
圓十四錢八厘の當半季中の利潤とす左れば之を賣す

る半季利益の一割一分一厘餘を儲るといふ
○韓人取扱ひ心得 本邦在留朝鮮人の法律規則を犯
したる時の罪内國人同權取扱ふべし旨一昨日警視
總監より局部署へ達せられたり

○清國の海軍 近來清國政府にて海軍擴張を計す
頻と海防事宜熱心するよしは既に諸新聞にも見え
しが其中殊著しく見ゆるハ此程南洋通商大臣より
軍艦製造の議を起し福州馬尾に船政局を命したる等
の事々々南京よりの通報が依れば現今日耳鼻商と南
京總督との間た兵船購入の示談ありといふ最も其
成否如何は豫知し能はずと雖も北地の通信も両江總
督の管下を歸する一艦隊を組織すべしと既に朝廷よ
り左宗棠へ命せられたり云々と去一月卅日付在上海
某氏よりの書翰中ありし

○大砲射的會 豫前號に記せし大砲射的會ハ彌來
る三月四日第一會を越中嶋にて催ふる、よし
よしありて此程同兵長陸軍中佐永山武四郎君より改
正の數件を陸軍卿へ上申せられしといふ○陸軍省ハ
於ては今般騎兵裝束中軌典を多少改正せらるる、お
付此程參謀本部にて專ら草案取調中あるよし○陸軍
省本部に於ては本年より看察本は總て徵兵より撰抜
さるる事お決せられしを以て其勤務規則も改正せ
らるるよしありて目下編制中あるよし○陸軍省ハ人犯罪
者よて杖、答け刑罰を處せらるる者ハ是迄日比谷線
兵場に於て執行せられしが近々何れハ其刑場を別
お設けらるる、といふ

○造幣器械 大坂造幣局に於て今度造幣器械三臺を
獨逸國より購求するべき見込にて該圖面を添へ同局
長より大藏省へ伺出されしよし

○運轉試驗 新橋鐵道局にて此程同局製造所に於
て製造せられし蒸氣機關二個を昨日該鐵路の運轉お
試みられたり

○船舶彙報 前號に記せし如く此般般ハ昨日午前九
時横濱解纜にて朝鮮へ赴きしが同國京城公使館詰外
務省御用掛山田敬徳君も該般に乗込まれたり○横
濱泊英國軍艦アイリソング號も同時、神戸へ向け出
帆せり○米國帆船ウイチャント號ハ石抽五万九千箱
石炭二十噸を積み客年九月三十日日本國出帆にて昨日
午前一時横濱へ入港しあり

○渡船 一昨夕夕横濱へ進しる電報ハ米國軍艦ア
レニロット號が海上に於て破船せし報知ありしが破船
の場所ハ詳かからされ其多分出廈門と香港の間ある
べしと又一昨日の電報にてハ業經ハ一團を以て捕け

れ怪我
おて船
江河運
支那海
るとの
○木材
が皇居
國園西
り三尺八
此程出
○兩米
の事ハ
して合併
以て農
員召喚
本全三五
ハ最早
合併ハ
付全商
の上野
木大書記
せし處
の性質
の筋め
何々米商
りしが計
も申聞
米商會所
長とあり
のみに
後藤庄吉
をも決
田中平八
國の事
○生糸和
て賣買
の由お
の扱此原
府にお
年生糸商
回し券正
府にお買
政府より
仕舞ふ

○生糸和
て賣買
の由お
の扱此原
府にお
年生糸商
回し券正
府にお買
政府より
仕舞ふ